

永栄偕倅



発行責任者 設楽健夫
〒300-0121
かずみがうら市穴倉6163-41
電話 029-832-9620
mail shi tara6163@ybb.ne.jp

中学校生徒刃物傷害事件

防ぐことが出来なかったのか

一般質問以降教育委員会へ資料請求を行いました。

その回答は、

⑥ 6・19緊急質問（一般質問）で教育長が答弁した内容についての教育委員会の確認作業の項目と経過

① 事故者が柔道部をいじめて辞めた、夏休みは部活に行っていない点について

② 事故者の小学校時の状況について

③ 事故者がカッターは美術で使うために4月に買った点について

④ 平成30年6月から事故者は悩み始めた点について

⑤ 事故者が担任の先生に相談した事項について（カウゼリング）

⑥ 10月下旬の生徒間トラブルにおける事故者・担任・保護者間の連絡対応について

⑦ 事故発生前の当事者間の状況について

学校に質問すれば分かることです。

◎ 市いじめ防止条例第15条第16条（以下条例例）傷害事件に関して開催された当事者中学校いじめ防止対策会議は2月28日以降7月16日まで計12回開催（会議録無し）

◎ 傷害事件に関わる加害者の保護者が求めたのカウゼリング開催の記録
平成30年4月から平成31年2月20日まで計17回開催の報告（傷害事件に関わるカウゼリングの特定）非公開
◎ 10月ナイフ事件の対応資料及び報告書の回答「非公開」

コンプライアンス

法条例遵守が肝要

一、傷害事件以降開催された教育委員会では事件の前後に「何があったのか」

一般質問以降、質問事項の調査を開始していることが分かります。

例の「いじめ防止対策会議」の事件以前の報告がされていません。

いじめ防止対策推進法及び市いじめ防止条例のコンプライアンスが肝要です。

法律では「被害者がいやだと言ったら、いじめ」になります。

法第22条「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を義務づけ、学校は、いじめの防止・早期発見・起き止まらせないための対応をきちんと行うために、複数の先生たちや、専門家達を集めたチームを作らなければなりません。」担任の先生だけで考え込まず学校の複数の先生方がチームとなつて救い出すこと」（子ども6法）になつており、市条例第15条でいじめ防止等の対策組織を置くこととされています。

法では、いじめが行われていないことが隠されず、またいじめの実際の様子を理解していじめにたいするきちんとした対応がおこなわれるように、いじめの早い段階での発見や、いじめが二度と起きないようにするための取り組みなどについて、学校は「いじめ防止・早期発見・対処対策について評価されます。法34条

コンプライアンス（法令条例）を守ることも大切な子ども達の成長を守る前提です。

いじめ防止条例のコンプライアンスで再発防止を！

市いじめ防止条例

第15条 市立学校は、法第22条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構築されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（市立学校又は教育委員会による対処）

第16条 市立学校又は教育委員会は、法第28条第1項各号に掲げる重大事態に対処し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

第17条

市立学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

第18条 市長は、法第30条第2項に規定する附属機関として、かずみがうら市いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くものとする。

結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第19条

再調査委員会は、法第28条第1項の規定する重大事態の調査の結果について、市長が再調査の必要があると認めるときは、調査結果についての調査を行うものとする。

再調査委員会は、法第28条第1項の規定する重大事態の調査の結果について、市長が再調査の必要があると認めるときは、調査結果についての調査を行うものとする。

再調査委員会は、法第28条第1項の規定する重大事態の調査の結果について、市長が再調査の必要があると認めるときは、調査結果についての調査を行うものとする。

3月6日文教厚生委員会「下稻吉中学校における生徒間の事故について」教育長の報告

2/27
午前10時40分発生
「男子生徒Aが、女子生徒Bに、かつとなり切りつけ、女子生徒Bの左頬、左首にけがを負わせる。」
左ほほ3ハリ、左首4ハリ縫う、
①以前から男子生徒Aは、女子生徒Bよりふだんからからかわれていた。そのため、仲が悪かった。
②「小学校の時もカッターナイフを振り回していたことがあったと報告がありました。」

「学校・保護者・PTAの協力」

5年前統合後暴力事件が発生した、霞ヶ浦中学校で数名の生徒が授業に入らず騒ぎを起こしていました。学校は、PTAとともに「フリー授業参観を実施、登校時のあいさつ運動等努力し、真正面から授業の正常化に取り組みました。」

下稻吉中学校においても、以前からフリー授業参観を実施、暴力等には警察と供に生徒の保護者にも同席を依頼し「説諭・説得活動」を行い、正常化に尽力保護者やボランティアの方々の協力によって、落ち着いた学校に進んで参りました。

再調査委員会は、法第28条第1項の規定する重大事態の調査の結果について、市長が再調査の必要があると認めるときは、調査結果についての調査を行うものとする。

バス路線に遠い交通不便地帯の高齢者や農村部の公共交通、乗合タクシー存続の請願と付帯決議を交通会議で議論を！

「各地区から協同病院までの料金調査を実施しましょう」

デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める
3000名署名の「請願書」提出され、賛成8名で趣旨採択
 請願賛成議員（矢口議員、佐藤議員、宮島議員、設楽議員、来栖議員）

「デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願」は議案審査特別委員会が賛成5名で否決されましたが、本会議で「来栖議員」から趣旨採択の動議が出され、賛成8名で可決に至りました。事業存続を求める付帯決議は全会一致で議会の総意として議決されました。交通会議の長である市長は、これを市政の緊急の重大課題として受け止めなければなりません。

6月25日に開催された交通会議、県の政策企画部交通政策課長代理酒井委員は「デマンド型乗合タクシーに関する請願が市議会ですら採択されたと同いまだが交通会議において今後の方針などを方針などを示すようなことは考えていますか。」と発言されました。

あつうごうが、事務

局の植田政策経営課長が即座に発言、「議決は趣旨採択。デマンド型乗合タクシーは委員の皆様のご意見を尊重し、廃止に向けて進めております。それに代わる事業としてタクシー利用助成事業をはじめ、様々な方法を研究しているのご理解を賜りたい。」と発言。又議会の総意となった付帯決議の説明もありませんでした。

議長（坪井市長）は、委員に発言を求めることなく、一方的に交通会議を閉じました。

【6月議会】バス路線の現状について質問しました。

【市長公室長答弁】
 「現行バス路線は、かすみがうら地区が国道354行方土浦間の路線の1路線、千代田地区は国道6号路線・神立駅大塚団地土浦駅間

の路線含む5系統のバス路線が運行中。」

コミュニティバスあじさい号の廃止経過を質問。

【市長公室長答弁】
 「合併前田霞ヶ浦地区を運行していた通称あじさい号をもとに合併後の西地域の一体性の早期確立とあじさい館等公共施設へのアクセス確保を目的に、霞ヶ浦地区7コース、千代田地区3コースの計10コースを、31人乗りノンステップバス2台で平成18年10月から運行

その後、平成21年3月の霞ヶ浦地区の路線バスの廃止に伴い、平成22年10月から導入のデマンド型乗合タクシー、土浦駅シャトルバス、市内観光シャトルバスという体系へ移行をされたものでございます。」

あじさい号の廃止代替の乗合タクシーとシャトルバスの運行は、かろうじて乗合タクシーが運行されていました。バス路線までの遠い地区、農村部・交通不便地帯の乗合タクシーが廃止されます。請願を行政は真摯に受け止め、乗合タクシーを存続させ、交通機関の検討をすべきです。

かすみがうら市長 坪井 透様 2019年7月9日
デマンド型乗合タクシー制度の存続を要望します
 乗合タクシーを考える市民の会 代表 石井ヒロ江
 市内大和田626-38 連絡先 090-1210-9607

貴職におかれましては、日頃より、市民生活向上に日夜ご奮闘いただき、謝意を申し上げます。

さて、私共は、今年度第2回定例会に際し、5月31日に「デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願」を2983筆の賛同署名を添えて議会事務局に提出しました。その内容は、

- ① 「デマンド型乗合タクシー」を存続すること。
- ② 霞ヶ浦地区と千代田地区の地域区分を外し、市内を一体的に稼働すること。
- ③ 1回の乗車運賃を現行（400円・200円）からかけ離れたものにならないこと。
- ④ 稼働時間の拡幅（特に朝の時間帯）を図ること。

というものです。本市が「デマンド型乗合タクシーを今年度末で廃止する」としているにも関わらず、あえてこの請願を行ったのは、私たちの会に「廃止は困る」「何とか存続してほしい」「これが唯一の外出手段」との声が多数寄せられ、これは会としても多くの方に訴える必然性を感じたからです。貴職におかれましては、ぜひとも署名に託された3200人を超える方々の切なる思いをお受け止め戴きたく思います。

そして、議会最終日（6月19日）の本会議において、本請願は「趣旨採択」となりました。この「趣旨採択」には、下記付帯条件が全会一致で決議されています。私たちは、この内容を真摯に受け止めながらも、これを決議のままに終わらせることなく、貴職がこの付帯条件を踏まえられ、市の廃止方針を見直す方向で、最大限のご尽力をいただきたいと思います。切に要望する次第です。今後2カ月以内の間ににおける当会との懇談の場でのご回答を要望します。

発行 乗合タクシーを考える市民の会

歩崎観音大祭

八月一六日



歩崎観音大祭が開かれました。

航行の安全と安産家内安全が祈願されました。

昭和六三年、第一回あゆみ祭り

(出島村史詩から) 「歩崎公園を会場に開かれた。広く村の観光



8月14日
観光帆引き船
35年間の功労者
船長の金子允志氏
ご逝去
「霞允志道清居士」

昭和三十八年から三十五年間、観光帆引き船出島丸(写真下)の操船に一貫して尽力されました。船長として新造船のお供え餅をお供えする金子さん(写真上)観光帆引き船の功労者金子船長のご冥福をお祈りいたします。



をPR、郷土の良さを
見つめなおし、地場産
業の発展に寄与するの
がねらい、観光協会、
商工会、水産加工協同
組合など一五団体で構
成された実行雨委員会
が主催。八〇〇〇人が
参加。観音大祭の後に
開かれた祭りは三〇年

の歴史を持つ。
盆踊り大会や昔なが
らの囃子船や帆引き船
郷土芸能が披露されて
きた。霞ヶ浦の歴史と
文化の象徴である八月
一六日開催のあゆみ祭
り復活へ見直し願う声
が高まっています。



9月議会 五日 十時一番目 設楽健夫 一般質問の内容

1) コンプライアンス法令順守の市政運営について伺う。

① 中学校傷害事件―いじめ防止条例コンプライアンスについて

6月いじめ防止条例15・16・17・18条に関わる一般質問及び緊急質問の回答について、いじめ防止条例の重大な事態として、対象案件としたのはいつか伺う。

(当初は事故として、後に傷害事故として扱っている経過と理由)

二、傷害事件があった以前のことについて調査確認作業を伺う。

・カウンセリングの経過と対策、検討体制について伺う。

・10月刃物事件と対策について、経過と対策、検討体制について伺う。

三、いじめ防止条例17条の対策について伺う。

四、いじめ防止条例18条の発動について伺う。

② 公務員法違反の平成30年4・27採用事件について伺う。

1) 履歴書※記入上の注意4について

採用事務の履歴書職歴欄看過か、採用申込者の履歴書虚偽記載か

2) 当市の採用システム(特別職―行政職による第3次面接等)について伺う。

③ 法令順守コンプライアンスを基本にした市政へ、市長等特別職の政治倫理条例の制定の緊急性について伺う。

2) 市農村部交通不便地帯の公共交通について伺う。

(交通会議における事務担当者発言、請願趣旨採択と付帯決議の今後の対応)

① デマンド型乗合タクシー存続と制度拡充を求める3200名を越える請願署名の趣旨採択と付帯決議に対して市長の見解を伺う。

② 6・25交通会議における県制作企画部の質問に対する事務局員の回答について伺う。

③ 農村部交通不便地帯の公共交通あじさい号の運行停止措置について伺う。

3) かすみがうら市立地適正化計画―神立駅周辺都市計画の整備について伺う。

① 立地適正化計画と東口歩行者専用道路工事実施(社会資本整備総合交付金)の関連性について伺う。

② 神立駅周辺の田園都市整備計画において検討すべき課題について伺う。

出島十ヶ村広域事業「水田酪農の歩み」

前号「偉人の記録 出島十ヶ村と霞ヶ浦揚水事業 出島土地改良区設立発起人 戸谷義次翁」に再録しましたが、この事業は水田酪農地帯の創設へと進みました。

今号では、道路建設と開拓酪農に取り組んだ記録「畑が水田になるか」と苦闘した開田、その組織について採録してまいります。戦後74年、農地解放により一戸一町五反歩から二町歩の自作農が誕生し営農活動が懸命に繰り広げられました。水田酪農の営農を築き上げてきた新生集落も開拓三〇年にして専業農家への耕作地の集積が語られ、酪農と稲作農家の大規模化が進められて今日に至っています。限られた圃場を整備し、これからの営農形態を築き上げていく次世代の青年層にとつて、又土地を提供する人々の大きな夢と希望を語る土壌を作ることには大切な事業となっております。

出島揚水道路の建設

出島揚水事業の促進を訴えて、出島地区全開拓者に呼びかけ一日も早い完成を願う尽力してきた新生開拓農協は、開墾の終了により得た余力を割き、開拓道路

の建設補修に意を注いだ。かつて雑木林のなかを蛇行していた道なき道も、開墾の進むにつれて道らしい(まっすぐな)道になるも依然雨でも降れば泥濘と化した道路工事は年中工事であった。

酪農導入の指導者 吉田寛治氏

昭和二四年二五年の記録すべきは、大家畜の導入、特に乳牛の導入であった。将来の営農方針を水田経営に置くか、酪農を中心とするかといった明確な方針は出ていなかった。しかし労多くして収

益の薄い畑作農業は早晩改めなくては、と考慮していた。家畜の導入は、開墾が終わって耕地が拡大され堆肥の確保の上からも切実に要望された。

二九年一〇〇頭、三一年には一三二頭、豚鶏も急激に増えた。酪農の導入者は吉田寛治氏だった。(後に出島村議員議長を歴任)

吉田寛治氏は昭和二一年二歳で渡満入植。満州開拓では等閑視されていた牛を飼う農業を行いたい二八頭からの乳牛を扱った。

昭和二一年に引揚げ、現在地新生集落に入植、在満当時の牛飼農業を忘れられず草の乾燥作業を始める。

昭和二三年六万円で一頭の乳牛を購入。

当時一升杓牛乳四〇円月九千円の粗収入となり現金収入をもたらし、牛の踏んだ堆肥は土地を肥やし、酪農に目を向けるに至った。

昭和二五年には乳牛四〇頭になる。

吉田寛治氏は飼育管理に研究熱心で宇都宮大学まで九四回余を自転車のペダルを踏み「乳牛の飼育と経営」の著者である西山太平教授に懇願し開拓地に訪れて乳牛の管理指導や比較審査をお願いした。同教授は交通費のみで三回来組合された。お礼は落花生等の農産物であった。

昭和二六年六〇頭、二八年八〇余頭、当時の土浦酪農協同組合が扱う乳量の三分の一を新生組合が出荷していた。土浦酪農も茨城県下で一日平均七万kg集乳する酪農組合になり、厚生大臣賞を受賞するに至る。

昭和五一年飼育する乳牛は四六四頭計育成牛二六四頭計七二八頭、産乳量も

一日平均六三六七kgと飛躍的に増大していた。一戸で生育牛六〇頭を飼育する

大転換をもたらし陸田開発「畑が水田になるか」

昭和三〇年、出島揚水の水を前にして、水田の造成をするかしないかの重要な課題に逢着した。

一反歩の耕地を使って漏水試験田を造りベントナイトを散布して、代掻きを行ってみた。結果は必ずしも希望を持ってないことは無かった。畑地を水田に変えていく整地と労力と時間の問題、豊葦原瑞穂国以来の神秘的な生命源であり、陸稲の比ではない。龍ヶ崎市周辺で小規模浅井戸を利用した開田の視察も行ってやや自信も得られた。

昭和33年9月新生開拓臨時総会を開催。衆議一決、開田費用は借入金と県補助金は借入金と県補助金、10月に実施に踏みきり、千葉県稲毛開拓公社から

組合員もあって、今昔の感深いものがあった。

20tのブルトローザを借り入れ、掘起、床締め、漏水防止整地、経費は一反歩一万四千円。

33年度内に70町歩を開田、34年度に初田植え、県農業改良普及員の適切な指導夏の草取り、秋の収穫を待つ、夏の出穂、秋口に稲穂が頭を垂れる。「稲穂のずっしり重い稲首」をかかえて歓喜に胸を躍らせた。多いところでは初年度に7、8俵の収穫が有り稲作栽培は成功した。

「完成時における営農計画」は変更無し、経済的基礎の確立を期し、農業経営の安定化を計るために引き続き陸田を造成し、組合員の特性を活かした生産性の増加と労働生産性の向上に努力し将来に非常に明るい光明を見いだ

した。昭和41年度九十三町六反に達し、五千三百俵の販売を達成した。

更に乳牛の飼育頭数が増加するにつれ粗飼料の自給強化を陸田に求め、百分の裏作利用がなされた。これは、この開拓地が陸田造成によつて、米と酪農を柱とする水田酪農の基礎を固めたことを示し、この段階で新生農協の性格が決定づけられた。

◎昭和42年2月調査(入植20年)
 成育牛260頭、育成牛200頭、一戸平均6頭飼育年間原乳販売量1110万kg、
 乳質改善冷却施設全戸設置完了

◎昭和36年(入植15周年) 米倉庫と集荷所の建設、米倉庫建坪75坪大谷石造り、集荷所56坪鉄筋コンクリート造りが建設された。(以下次号)

「出島用水支線保全会」も次号とさせていただきます。